

YAIZU CITY Master Plan

第6次焼津市総合計画

世界へ拡げる
水産文化都市



焼津市

はじめに



みんなで“創る”焼津の未来 第6次焼津市総合計画

総合計画は、将来、焼津市が目指すまちの姿を描くとともに、それを具体化するためのまちづくりの基本的な考えや方策をまとめたものです。

総合計画は、市内の小・中学生を中心とする子どもから大人、企業や団体の代表者の方、市外の方まで幅広く、多くのご意見をお聞きしながら策定したものです。

焼津を愛し、焼津の未来を思い描く、市民一人ひとりのまちづくりへの思いや希望が込められた総合計画です。みんなで、力を結集し、焼津の未来を創っていきましょう。



世界へ広げる
水産文化都市



04 ごあいさつ

第1章 総論

06 第1節 計画策定の趣旨

 第2節 計画の役割

07 第3節 計画の構成と期間

08 第4節 計画の進行管理と行政評価

09 第5節 本市の概況

 1 位置・地勢

10 2 歴史・文化

11 3 人口

15 4 市民意識調査

16 第6節 社会情勢の変化とまちづくりの課題

 1 人口減少、少子・高齢化への対応

 2 地域産業のさらなる成長

17 3 地域資源の魅力向上と市内外への発信

 4 安全・安心意識の高まり

18 5 環境問題への対応

 6 高度情報化社会への進展

19 7 市民活動の活発化と協働の推進

 8 効率的な行政経営

第2章 基本構想

22 第1節 将来都市像

 1 将来都市像の誕生までの軌跡

23 2 将来都市像

24 第2節 まちづくりの基本理念

25 第3節 将来人口の目標

 1 将来推計人口

26 2 将来目標人口

第3章 焼津未来共創プラン2018

28 第1節 焼津未来共創プラン2018について

 第2節 政策

29 第3節 プランを推進するための基本項目

30 第4節 プランの体系

31 第5節 施策

 1 施策の構成

32 2 施策の内容

政策1 子どもがいいきと輝きみんなで教育・子育てを支えるまちづくり

 [1] 子ども・子育て支援の充実

34 [2] 学校教育の充実

36 [3] 生涯学習の推進

政策2 共に支え合い健やかに暮らせるまちづくり

 [1] 健康で生きがいのあるくらしの実現

38 [2] 地域医療体制の充実

40 [3] 共生社会の現実に向けた福祉の充実

政策3 産業の発展と交流でにぎわうまちづくり

 [1] 水産業の振興

44 [2] 農業の振興

46 [3] 商工業の振興

48 [4] 雇用・就労環境の充実

50 [5] 観光交流の推進

52 [6] 芸術文化と歴史伝統のまちづくり

54 [7] スポーツの振興

政策4 暮らしやすく安全で安心なまちづくり

 [1] 防災・減災のまちづくり

58 [2] 交通事故のないまちづくり

60 [3] 犯罪のないまちづくり

62 [4] 良好な住環境の実現

64 [5] 交通ネットワークの充実

66 [6] 安定した水道水の供給

68 [7] 自然共生社会の推進

70 [8] 低炭素・循環型社会の推進

72

74 付属資料



YAIZU CITY Master Plan
第6次焼津市総合計画

※印が付いている用語は、付属資料で解説をしています。
複数回出てくる単語は、最初に出てくるもののみ印を付けています。

「焼津に住み続けたい 住んでみたい 行ってみたい」 と思えるまちづくり



今、私たちは、人口減少や少子・高齢化の進行、情報化社会の進展など、急速に変化する時代の流れのなかにあり、これまでに経験したことのない大きな節目を迎えています。

このような社会経済情勢の変化に、的確でスピード感を持った対応が求められております。

焼津市は、冬季の降雪もまれな温暖な気候、海・山・川の自然環境、世界遺産富士山を望む美しい景観、交通の利便性などに恵まれるとともに、海や大地などからの豊富な恵み、先人が築き上げた歴史・文化など、輝く地域資源が豊富にあります。

これらの地域資源をさらに磨き上げ、活かし、結び、循環させることで、市民の皆様が輝かしい生活を安心しておくれるまち、そして、市内外、広くは世界へ誇れる都市を目指し、人口減少、少子・高齢

化を克服していかなければなりません。

このため、本市が目指す新たな将来像や目標を定め、その実現に向けて市民・事業者・市が相互協力・連携のもとで、まちづくりを進めるための指針となる「第6次焼津市総合計画」を策定しました。

本総合計画では、将来都市像やまちづくりの理念などを示す基本構想の計画期間は設定しないこととし、政策や施策を示す基本計画については、市長任期4年のサイクルに合わせた計画期間とすることで、社会経済情勢の変化に対応することといたしました。

また、将来都市像などの基本構想から政策・施策を示す基本計画まですべての段階を、市民の皆様と市職員が手作りできたとめあげたことから、市民目線の焼津らしい総合計画となりました。

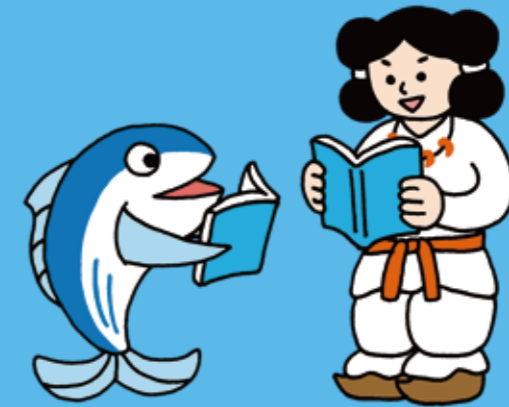
本総合計画の将来都市像である「やさしさ 愛しさ いいもの いっぱい 世界へ広げる 水産文化都市 YAIZU」は、多くの市民の皆様の思いが込められたものであり、これを長く大事にしていくとともに、この実現に向けたまちづくりを「オール焼津」で取り組んでまいりたいと考えています。

結びに、本総合計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心に議論をしていただきました焼津市総合計画等審議会及び焼津市総合計画策定市民会議の皆様に対し、改めて心から感謝申し上げます。

平成30年3月 焼津市長 **中野弘道**

第1章

総論



第1節 計画策定の趣旨

近年の本市を取り巻く社会情勢は、全国の地方都市と同様に人口減少、少子・高齢化の進行、情報化社会の進展、大規模自然災害などの不測の事態への備えなどにより、大きく変化しています。

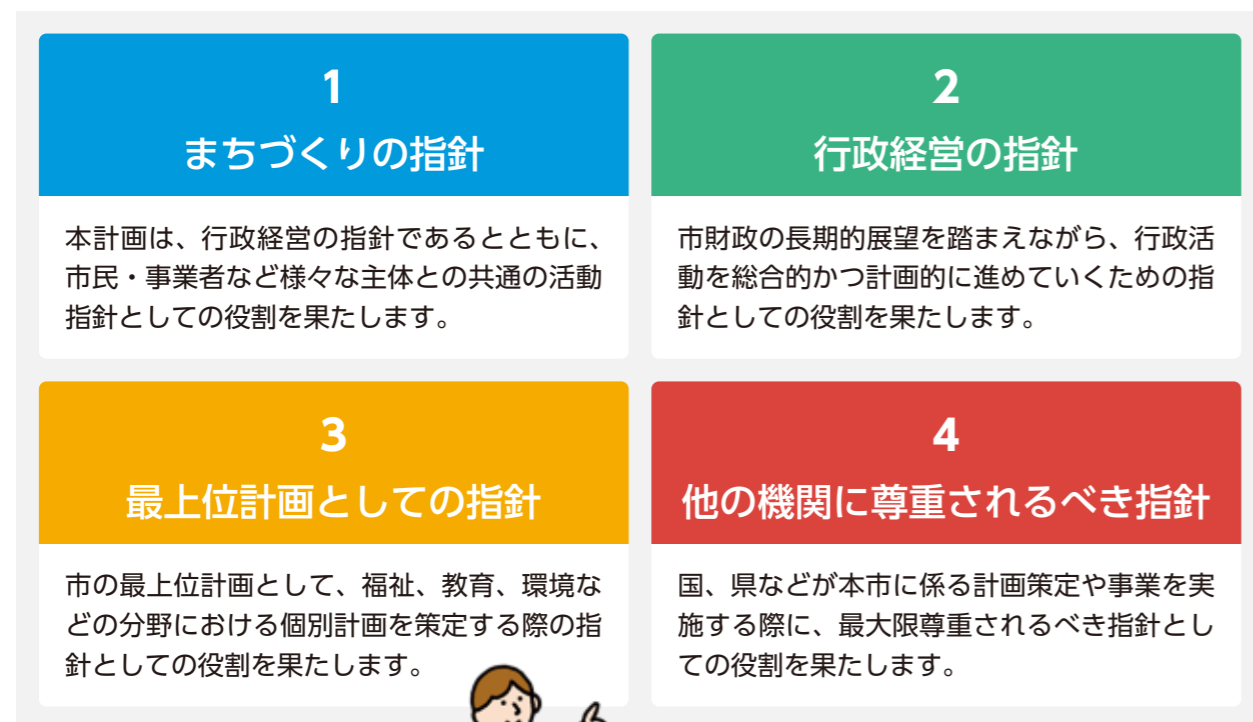
このような社会情勢の変化を的確に捉えるとともに、スピード感を持って対応できる柔軟な市政運営が必要となっています。

また、先人が築き上げた歴史・文化を次世代につなげ、本市が持つ豊かな地域資源を磨き、活用・連携・循環させることにより新たな魅力を創造し、地域として成長し続けていくことが必要です。

このため、将来的な社会構造の変化の視点に立ち、長期的・戦略的なビジョンとして、本市が目指すべき将来像（将来都市像）や目標を見直し、その実現に向けて市民や事業者、行政が相互・連携のもとで「より魅力あるまちづくり」を進めるため「第6次焼津市総合計画」を策定しました。

第2節 計画の役割

総合計画は、本市のまちづくりの基本理念や将来都市像、それを実現するための政策・施策を示すもので、次のような役割を果たします。



第3節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」で構成します。



- 1 基本構想**

基本構想は、長期的な展望に基づくまちづくりの基本的な理念であり、将来都市像を定めたものです。市民意識や大きな社会情勢の変化等により、将来都市像そのものの考えを変える必要が生じた場合には、見直すこととします。
- 2 基本計画**

基本計画は、基本構想の実現に向けた行政活動の基本となる政策・施策を体系的に示すとともに、施策の方向性を定めたものです。全体の計画期間は8年間とし、4年ごとに見直しを行います。
- 3 実施計画**

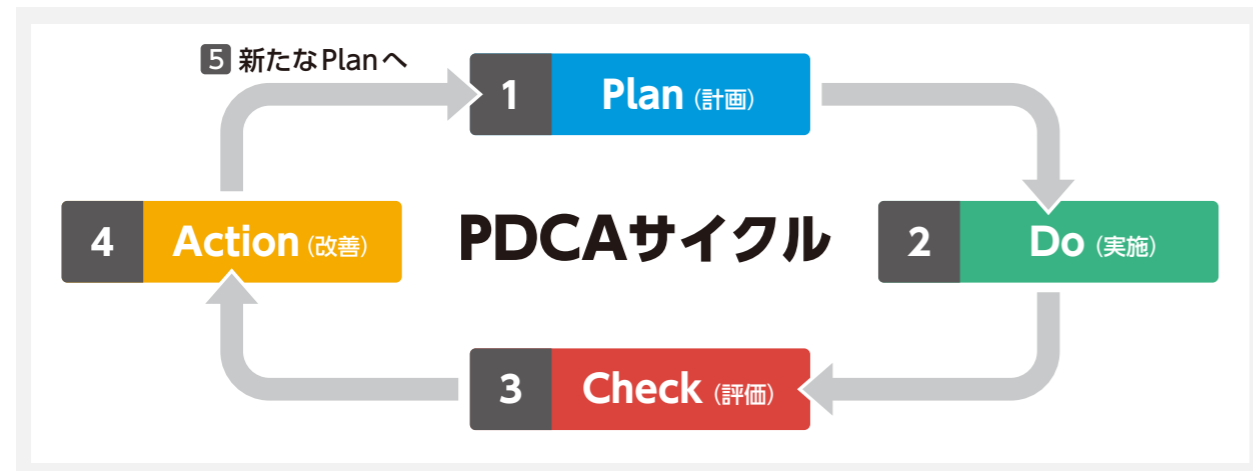
実施計画は、基本計画で定めた施策を実現するための具体的な手段として、事業計画を策定するものです。財政状況の変化等を勘案して毎年度見直し（PDCA）を行います。

第4節 計画の進行管理と行政評価

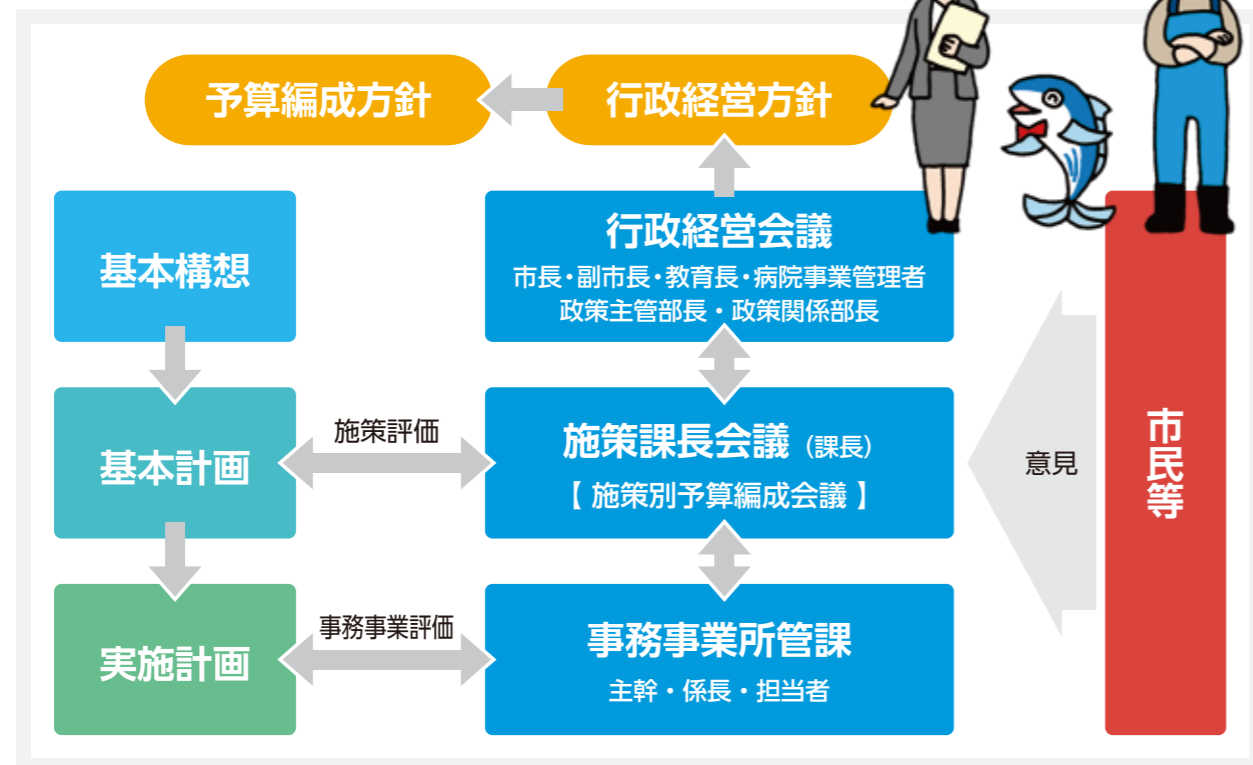
総合計画を着実に実現していくためには、事業効果を検証するとともに、限られた行政資源（人・モノ・財源）を効率的に配分し、効果的に事業を進めていく必要があります。

このため、行政評価（PDCAサイクル（Plan（計画） Do（実施） Check（評価） Action（改善））により、総合計画の施策体系に沿った進行管理と、その推進体制を構築し、計画と予算が連動した事業を展開していきます。

行政評価



推進体制



第5節 本市の概況

1 位置・地勢

本市は静岡県の中央部に位置し、北は遠く世界遺産の富士山を望み、高草山（501メートル）、花沢山（449メートル）などの丘陵部を境に県都静岡市に接し、東に駿河湾を臨み、西南は一面に広がる大井川流域の志太平野で、西に藤枝市、大井川を挟んで吉田町と島田市に接しています。

東京からは西へ約193km、名古屋からは東へ約173km、京浜・中京のほぼ中間に位置します。

その玄関口としてJR東海道本線に「焼津」と「西焼津」の2駅、東名高速道路には焼津ICと大井川焼津藤枝スマートICがあり、富士山静岡空港からは、市域のほとんどが20km圏内に位置しています。

また、水産業を起点に発展した本市は、国の水産業の振興上特に重要な漁港として特定第3種漁港の焼津漁港と、地方港湾として県内唯一の市営港湾の大井川港を有しており、陸、海、空ともに交通・輸送の利便性に優れた地域にあります。

年間平均気温16.5度、冬季の降雪もまれな温暖な気候で、面積は70.31km²、北部山間部を除き平坦な区域にあり、1年を通して過ごしやすい地域にあります。



2 歴史・文化

～ 水産業を起点に発展した焼津 ～

「焼津」の地名は、古事記や日本書紀に登場します。日本武尊が東夷征伐の途中、天叢雲剣で草をなぎ払い火をかけて賊を滅ぼした地名に由来しています。

江戸時代



焼津は、漁業・海運業の発達により、大きく発展しました。焼津の漁業が栄えた理由として、八丁櫓の存在が語られています。江戸時代、軍事利用を恐れた幕府は、船足の速い八丁櫓の使用を禁止していましたが、徳川家康の護衛のために、特に焼津の船だけが八丁櫓の使用を許され、この船のおかげでカツオの漁獲量が飛躍的に伸び、焼津の漁業は大きく発展したと伝わります。

明治時代



明治になると焼津で最初の動力船が導入され、操業区域が八丈島までに拡大し飛躍的な漁獲を得たため、これ以降、漁船は競って大型船、鋼船へと更新されていきました。

また、東海道本線が開通し焼津駅が開設されると、それまでの海路中心の輸送が一変し、農水産物の商圏が拡大され生産地として繁栄するようになりました。これにより、焼津から漁業を起点とする様々な産業が広がっていきました。

明治時代の文豪ラファディオ・ハーン＝小泉八雲は晩年を含む6年間、焼津で夏を過ごし、「焼津にて」「漂流」など当地にまつわる作品を残しています。

滞在した乙吉の家（明治村に移設）のあった浜通りは、現在「八雲通り」の愛称で呼ばれ、市内には小泉八雲ゆかりの地も多く点在しています。

昭和時代

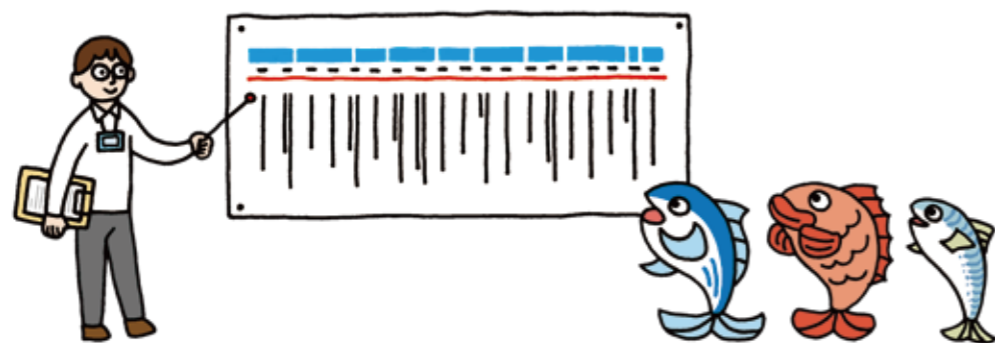


昭和に入ると焼津漁港の修築整備が開始され、焼津漁港の拡充・外港建設・新港建設へと継続され、遠洋漁業の発達とともに、水産加工業も著しく発展しました。

また、大井川河口左岸を掘り込んで築造した大井川港が完成し、県内唯一となる市営の物流港として地域経済の発展に寄与しています。

さらに、焼津漁港・大井川港は、東名高速道路の開通により大きく発展してきました。

こうして「焼津」は文字どおり世界の海を股に掛けて活躍する全国屈指の漁業のまちとなりました。



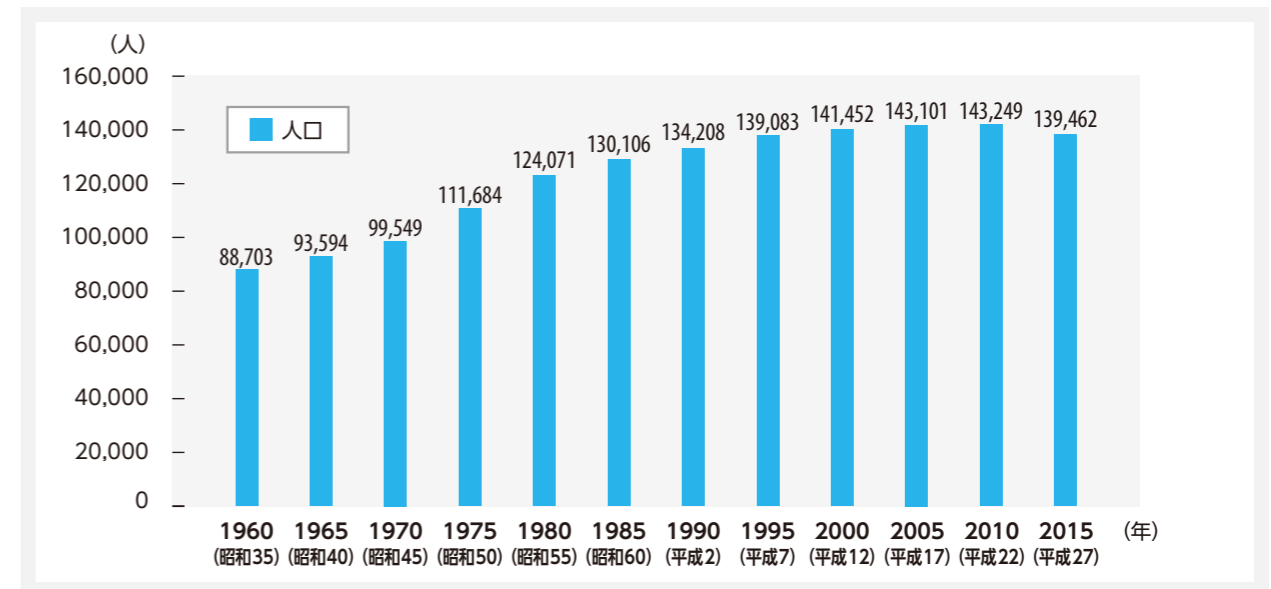
3 人口

[1] 総人口・世帯の推移

本市の総人口は、1960年（昭和35年）以降増加傾向にありましたが、2010年（平成22年）をピークに減少に転じ、2015年（平成27年）では139,462人となっています。

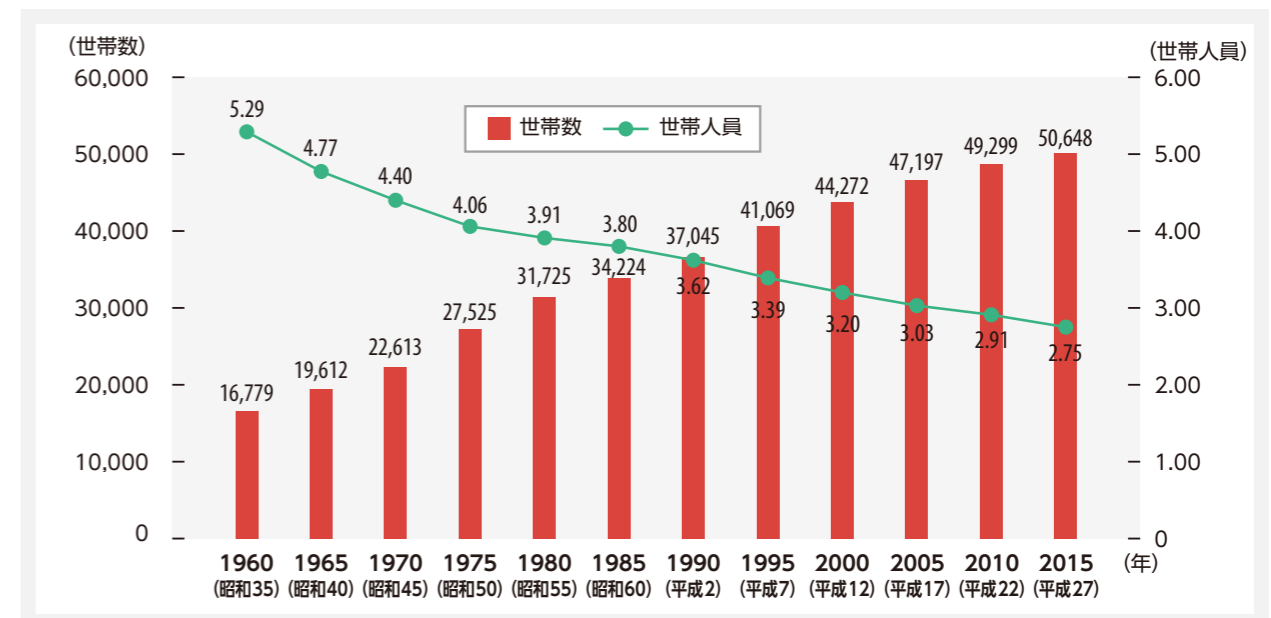
世帯数は、1960年（昭和35年）から上昇しつづけており、2015年（平成27年）では、50,648世帯となっています。世帯人員は、1960年（昭和35年）より減少し続け、2015年（平成27年）には、2.75人/世帯となっています。

総人口の推移



資料：総務省「国勢調査」

世帯の推移



資料：総務省「国勢調査」

[2] 年齢階層別人口の推移

年齢階層別からみた人口推移では、15歳未満の「年少人口」は、1980年（昭和55年）以降減少傾向が続いています。

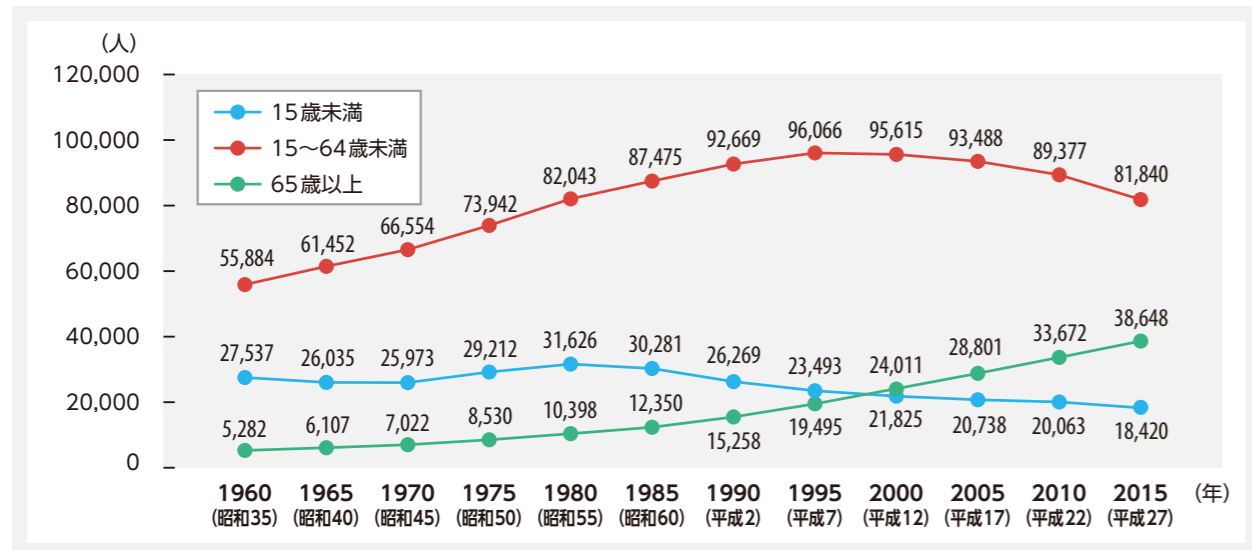
同様に15歳から64歳未満の「生産年齢人口」は、1995年（平成7年）をピークに減少に転じています。

65歳以上の「老年人口」は、1960年（昭和35年）以降増加傾向が続いています。

年齢階層別の構成比の推移をみると、年少人口は、1960年（昭和35年）以降減少傾向が続いています。生産年齢人口は、1995年（平成7年）まで増加傾向にありましたが、それ以降減少し、2015年（平成27年）時点で、59.0%まで低下しています。

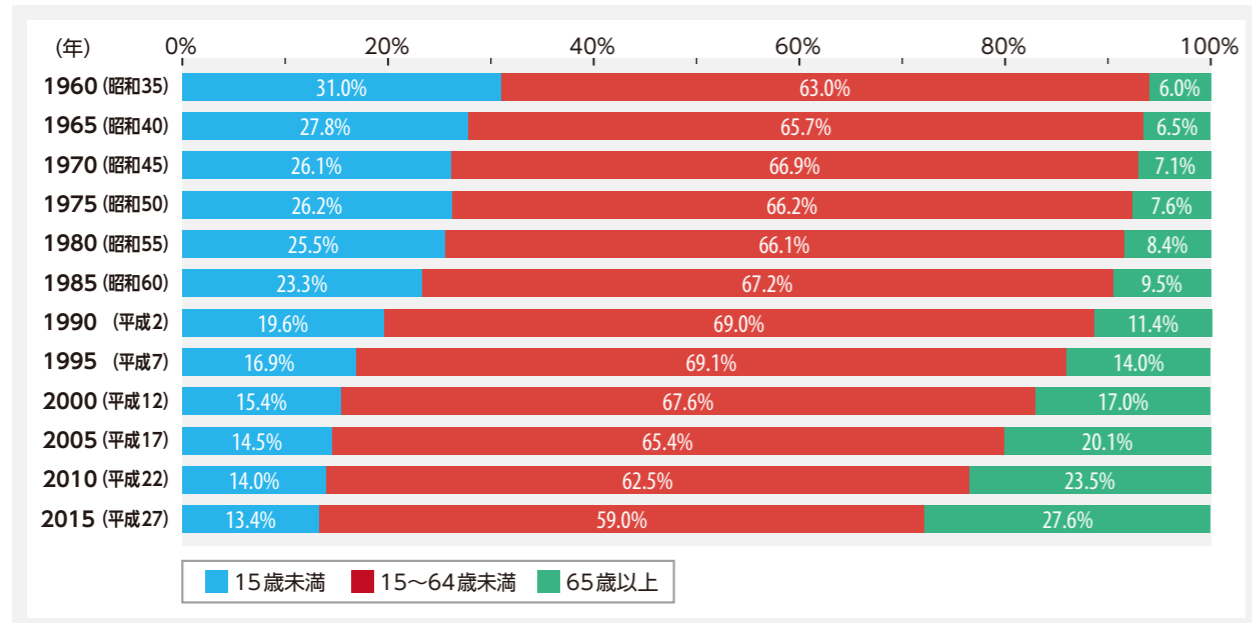
老年人口は、1960年（昭和35年）から増加傾向にあり、2015年（平成27年）時点で、27.6%となり、4人に1人が高齢者という状況となっています。

年齢階層別人口の推移



資料：総務省「国勢調査」

年齢階層別構成比



資料：総務省「国勢調査」

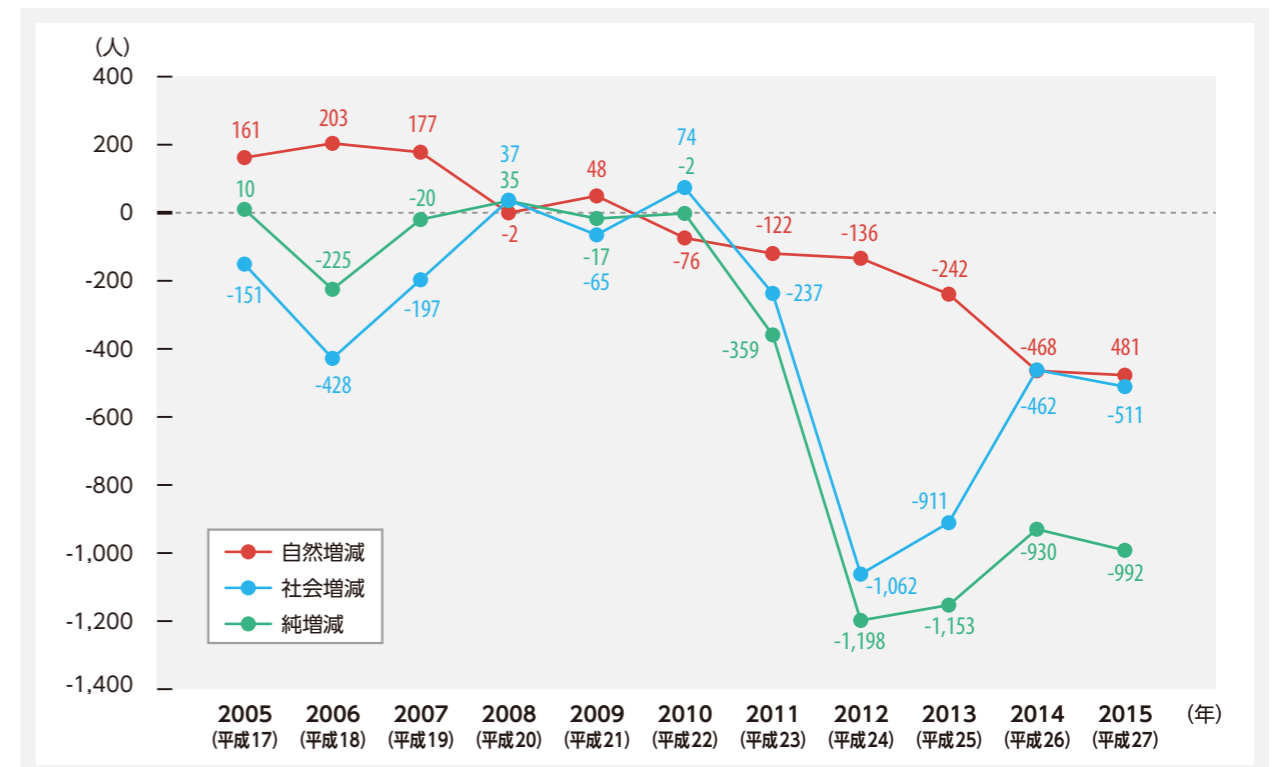
[3] 人口動態（自然動態・社会動態）

人口動態の推移では、出生・死亡による人口増減の「自然動態」は出生者数が減少傾向にあり、死亡者数は増加が続いています。

自然増減は、2006年（平成18年）の203人をピークに減少傾向にあり、2010年（平成22年）から高齢化に伴い、出生者数が死亡者数を下回る「自然減」の状況にあります。

社会増減は、転入者数が転出者数を下回る「社会減」の状況にありますが、2013年（平成25年）以降回復傾向にあります。

人口動態の推移



資料：市資料「統計やいづ（市民課調べ）」

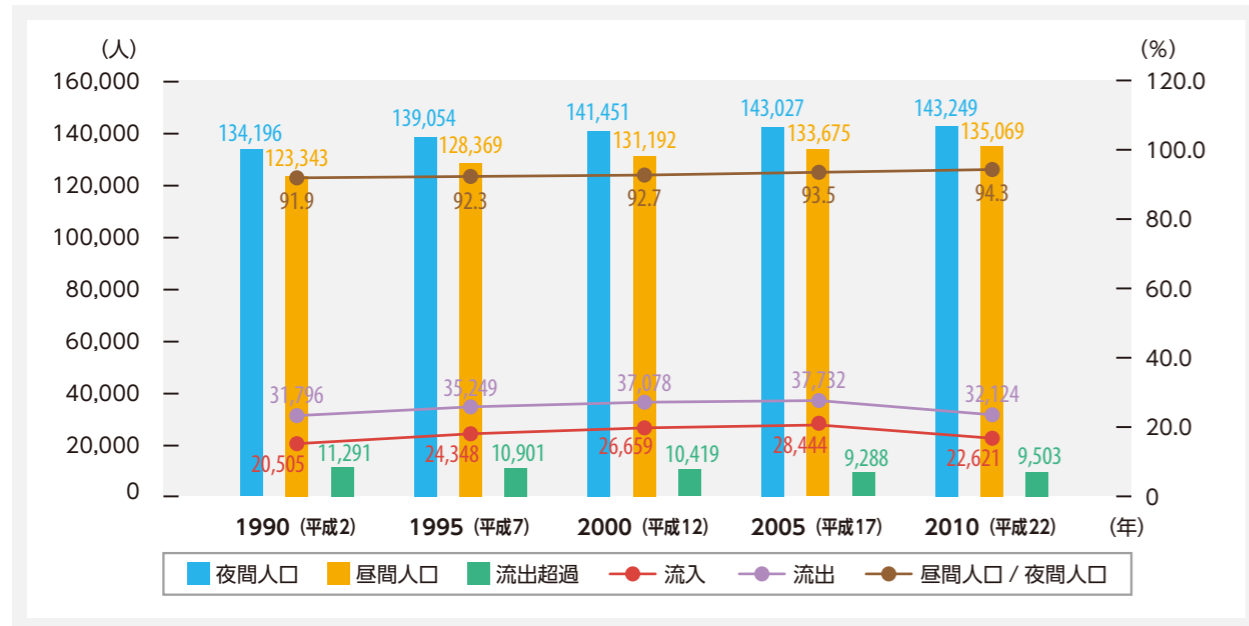


[4] 人口流動（流出・流入）

通勤・通学している従業地・通学地による人口の流出入の推移では、1990年（平成2年）以降、流出人口が流入人口を上回る流出超過が続いており、流出超過10,000人前後で推移しています。

昼間人口を夜間人口で割った昼夜間人口比率は、1990年（平成2年）の91.9%から2010年（平成22年）には94.3%と微増しています。

人口流出入の推移

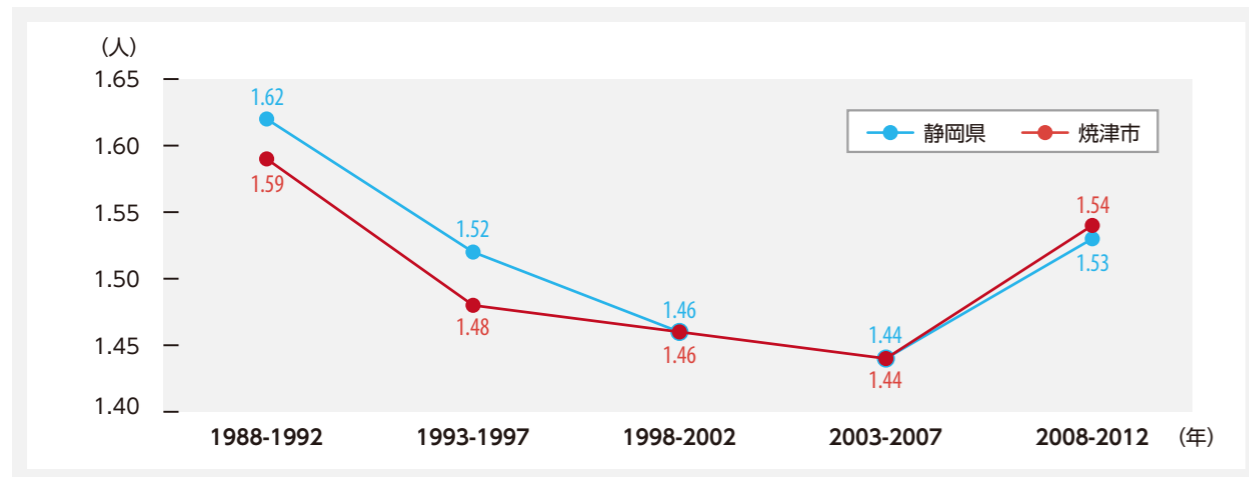


資料：総務省「国勢調査」

[5] 合計特殊出生率の推移

直近の2008年（平成20年）から2012年（平成24年）における合計特殊出生率は1.54で、静岡県の平均をやや上回る水準となっています。

合計特殊出生率の推移



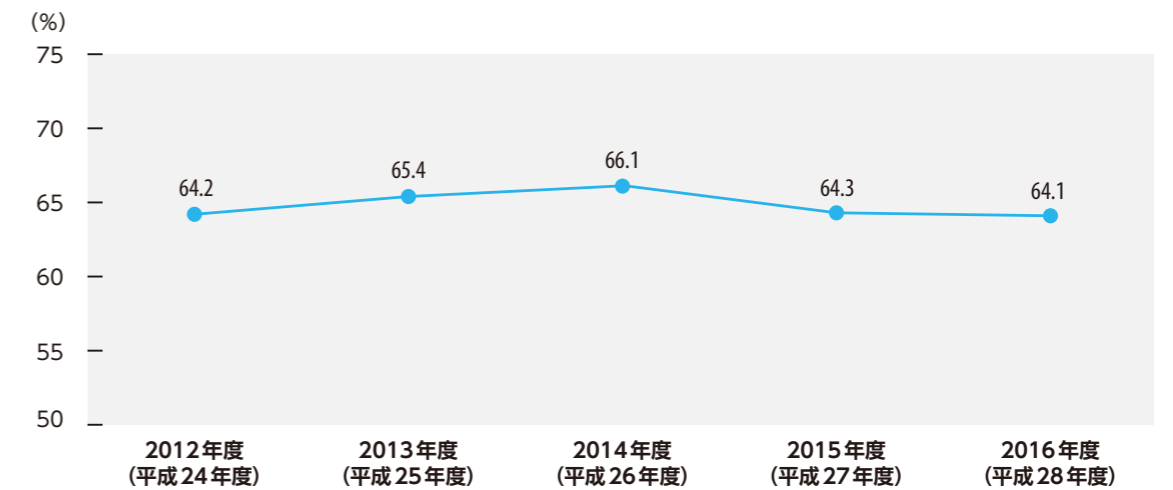
資料：厚生労働省「人口動態保健所・市町村別統計」

4 市民意識調査

市では、総合計画の進捗よくを把握する目的で、毎年、18歳以上の市民3,000人を住民基本台帳から無作為抽出してアンケートを実施しています。2012年度（平成24年度）から2016年度（平成28年度）までに実施した調査結果のうち、「焼津市の暮らしやすさ」についての市民意識の推移を示します。

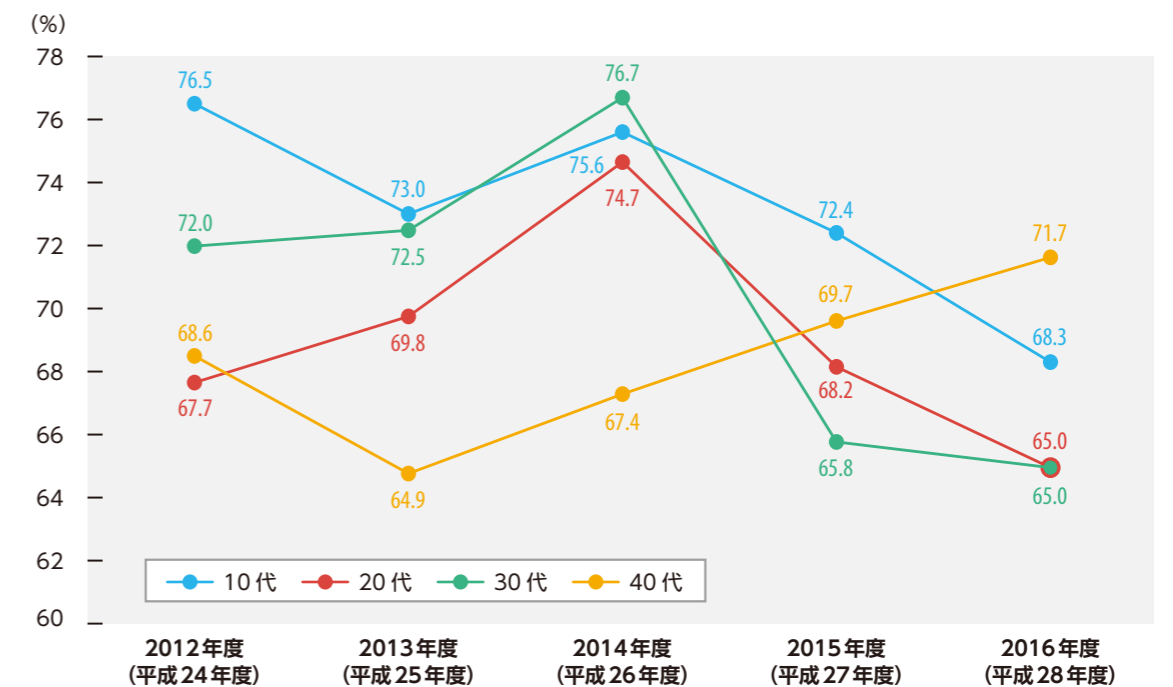
① 焼津市は暮らしやすいと答えた市民の割合（全体）

「焼津市は暮らしやすい」と答えた市民全体の割合は65%前後であり、横ばいで推移しています。



② 焼津市は暮らしやすいと答えた市民の割合（10～40代）

10～40代の若い世代では、10代、20代、30代が2015年度（平成27年度）から低下傾向にあります。



第6節 社会情勢の変化とまちづくりの課題

1 人口減少、少子・高齢化への対応

我が国の総人口は、少子・高齢化の進行により、長期にわたって減少が続く見通しとなっており、本市においても全国の地方都市と同様に減少が続くものと予測されています。

人口減少、少子・高齢化の進行は、労働力や地域活力の低下、年金や医療費、介護費などの社会保障費の増加、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、核家族化や共働き世帯の増加など、世帯構成にも変化が見られるとともに、空き家の増加など、人々の暮らしや地域社会に与える影響が懸念されています。

こうした中で、本市においては、これまでも子育て支援や教育を重点施策に設定し、各種事業に取り組んでいますが、今後も急速に進む少子・高齢化に対応するため、少子化の進行については、地域全体で結婚と子育てを支える環境づくりに取り組むとともに、未来を担う子どもたちが健やかに成長できる環境を整えていく必要があります。

高齢化の進行については、市民の誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、健康維持と切れ目のない医療や介護を提供するとともに、地域の見守り・支え合う仕組みづくりを進める必要があります。

また、若い世代がやりがいを持てる雇用の場の創出や就労環境の充実を図るとともに、若者の活躍を支援し、本市への定住・移住を促進する必要があります。



2 地域産業のさらなる成長

我が国の経済は、雇用・所得の環境の改善や海外経済の穏やかな回復を背景に、好循環が拡大しつつあるとされており、静岡県景気についても、緩やかに回復しつつあるとされています。

しかし、本格的な人口減少社会が進行し、労働力不足や生産縮小などの問題に直面しており、これには、新たな成長産業の創出・拡大や人材強化、労働力不足の克服などが課題とされています。

また、経済のグローバル化の進展によって、企業の海外進出や外国資本の国内市場への参入などが進み、世界との結びつきが緊密化しています。

こうした中、本市の製造業を主力とする中小企業・小規模事業者では、依然として、生産コストの低減や販路拡大などの課題を抱えています。

また、少子・高齢化に対応するためにも若い世代がUIターン*により、市内において働くことができる場の創出が必要となっています。

このため、本市の強みである豊富な地域資源を活かす企業誘致の推進や人材の呼び込み、地域に根ざした各種地場産業のさらなる成長を図るため、海外市場も視野に入れた地場産品の創出や販路拡大などの施策に戦略的に取り組む必要があります。

また、地域産業を担う人材を確保するためには、若い世代はもとより、女性やシニア世代が柔軟な働き方ができるような環境づくりを進める必要があります。

3 地域資源の魅力向上と市内外への発信

人口減少、少子・高齢化の進行、地方分権や国際化の進展などを背景に、定住・移住の促進や企業誘致等を図るための都市間競争が一段と激しさを増しています。

このため、地域のイメージを高め、知名度を向上させるシティセールスの取組が広がっています。

本市は、水産業を起点とする様々な産業の広まり、歴史・伝統・食文化、スポーツなど、多彩な地域資源を活かしながら発展した都市です。

こうした豊富な地域資源をさらに磨き上げ、焼津イチオシのブランドを創出するとともに、これらを市内外、広くは世界へ発信し、観光客などの交流人口や定住・移住人口の増加、企業誘致等を推進するため、積極的なシティセールスに取り組む必要があります。

我が国では、平成25年6月に「富士山」がユネスコの世界文化遺産に、同年12月には「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録され、これを機に世界中から外国人観光客が訪れるとともに、日本の和食文化が世界に広がっています。

また、ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピックという世界が注目するスポーツイベントが開催されます。

いずれも県内において、競技が実施されることとなっており、世界中から多くの観光客が訪れることとなります。

こうした中、本市においては、東京2020オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致に取り組むこととしており、スポーツ振興と地域資源の魅力発信の両輪により交流人口の増大と国際交流の促進を図っていきます。

2年連続で開催される世界が注目するスポーツイベントを大きなチャンスとして、本市が持つ豊富な地域資源を世界へ広げるためには、官民連携のもと「オール焼津」で事業を推進する必要があります。

4 安全・安心意識の高まり

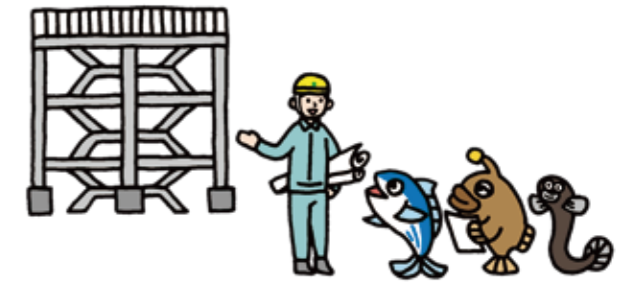
近年では、国内外において地震、津波や異常気象による豪雨、洪水などの大規模な自然災害が発生しており、静岡県においては、特に南海トラフ沖で発生が予測される巨大地震が指摘されています。

こうした中で、どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる強さとしなやかさを備えた国土・地域・経済社会の構築が求められています。

本市においては、これまでも災害に強いまちづくりを重点施策に位置づけ、地震、津波対策及び治水対策に全力で取り組んできましたが、今後も、いつ、どこで起こるかかわからない自然災害への備えとして、地震、津波対策を一層進めるとともに、集中豪雨や台風等の水害対策を進め、自然災害に対する総合的な防災力の向上と、危機管理体制の強化を図っていく必要があります。

また、国や県、市による「公助*」だけではなく、地域や市民一人ひとりの「自助・共助*」の取組を推進し、災害に強い地域づくりを進める必要があります。

市民の日常生活においては、交通事故、インターネットを悪用した犯罪や高齢者を狙った詐欺など、犯罪の手口が複雑かつ巧みになっており、交通事故にあわない、起こさないための交通安全対策や犯罪にあわないための防犯対策の強化が必要です。



5 環境問題への対応

地球温暖化や生物多様性^{*}の減退、水資源の枯渇化などの地球規模の環境問題に対する環境政策は、世界共通の課題となっています。

特に、我が国では、環境負荷の軽減を目的とした取組や製品の普及により、環境問題への意識や関心が高まっており、低炭素社会や循環型社会の形成、自然環境の保全・再生などの活動が活発化しています。

また、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を契機に、太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギーの活用が求められています。

本市においては、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを進めていくため、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を果たしながら環境施策の推進に取り組んできました。

今後も、限りある資源を次世代へと引き継いでいくためには、環境の保全や創造に関する施策を、市民や事業者、市がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して実施していく必要があります。

6 高度情報化社会の進展

近年、インターネットやスマートフォン、SNS の普及、ビッグデータ^{*}の活用、ロボット化の普及、IoT^{*}、AI^{*}をはじめとした ICT（情報通信技術）の進展は、産業の活性化や企業のビジネスモデルの構築、自動車の自動運転等 ITS（高度道路交通システム）技術の普及など社会全体に大きな変化を与えています。

また、マイナンバー制度の運用開始に伴い一層の市民サービスの向上及び業務の効率化が期待されています。

このように情報通信技術の発達は、産業分野だけでなく、医療や福祉、教育等の分野への活用が期待されており、私たちの働き方や生活を大きく変革する可能性を秘めています。

本市においては、各種申請・届出に関する電子申請サービスやマイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービス、防災情報に関する情報配信など、行政情報及び地域情報の活用促進に取り組んでいますが、今後は人口減少、少子・高齢化に対応し、地域課題の解決や地域経済の成長に寄与するため、情報通信技術の活用をさらに推進する必要があります。



7 市民活動の活発化と協働の推進

地方分権の進展や市民ニーズの多様化により、住民に身近な行政は、その地方公共団体において主体性を持った特色あるまちづくりに取り組むとともに、市民、事業者、行政のそれぞれの役割を明確にした中で、地域の諸課題を解決する仕組みが求められています。

本市においては、地域の特性を活かした行政運営や市民参加、市民・議会・行政の協働によるまちづくりを進めていますが、今後、人口減少、少子・高齢化の進行による地域活力の低下、これらに起因する行政ニーズが多様化することが予測される中で、これらのすべてを行政が担う公共サービスは困難であることから、市民と行政が、それぞれの役割と責任を分担しながら相互に連携する「市民協働の推進」が一層必要となっています。



8 効率的な行政経営

我が国の財政は、毎年度の歳出のうち3分の1以上を借金に依存しています。すなわち、現世代のみに便益が及び支出の多くを現世代が負担することができない状態が続いています。

このため、地方都市においては、地方分権の進展とともに、自らの創意工夫と責任のもとに、自立性・自主性の高い行政運営を進めることが求められています。

本市においては、人口減少、少子・高齢化に対応するための社会保障関連経費の増加、更新時期を一斉に迎える公共施設の更新などに対する多額な財政需要が見込まれています。

また、平成の大合併により優遇を受けている普通交付税の特例措置が、2020年度(平成32年度)に終了し、2021年度(平成33年度)からは普通交付税が大幅に減額となることが推測されています。

こうした中で、総合計画を実現していくためには、現場重視の考えのもとに事業効果を検証し、限られた行政資源（人・モノ・財源）を効率的に配分し、効果的に事業を進めていくとともに、財政健全化を図るため、自主財源の確保対策などを積極的に進め、足腰の強い財政基盤を築く必要があります。

また、人口減少、少子・高齢化が進行する中であっても持続可能な行政サービスを提供していくためには、経済成長、都市機能、生活関連機能サービスなどにおいて、周辺市町との有機的な連携による相互の活性化が必要であります。

